

平成 21 年 6 月 26 日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の
変更許可の原子力委員会及び原子力安全委員会への諮問について
(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 12 月 16 日付け(平成 21 年 6 月 18 日付けをもって一部補正)で日本原燃株式会社から申請のあった濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について、審査の結果、加工能力が著しく過大にならないこと及び事業を適確に遂行するに足る経理的基礎が認められることから原子力委員会へ、事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること及び核燃料物質による災害の防止上支障がないものであると認められることから原子力安全委員会へ、本日、それぞれ意見を求めましたのでお知らせします。

【申請の概要】

- (1) 既設遠心機によるカスケード設備の一部を撤去し、新型遠心機によるカスケード設備に更新
- (2) 撤去した既設遠心機等を保管するための建屋を設置
- (3) 放射性固体廃棄物室の保管能力の増強 等

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 核燃料サイクル規制課長 石井

担当：小林、森

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線 4891 ~ 4896)

03 - 3501 - 3512 (直通)